田んぼは日本の宝物　お米は日本人の生きる糧

メダカのがっこう

第63号
2017年9月1日発行

増ページ号

特集 タネが消える!?
日本のコメが危ない!?
――主要農産物種子法廃止がもたらす食の未来

陽子さんのページ
グリホサート残留基準の大幅引き上げは何のため？

カメラ：石川純男（水口農場で草取りの合間に）

メダカのがっこう 3つの宣言

1 私たちは、田んぼから瑞穂の国日本の自然再生をします。

2 私たちは、米中心の一汁一菜で日本人の心身を健康にし、食料自給力をつけます。

3 私たちは、命を大切にする農家と手をつなぎ、生きる環境と安全な食料に困らない日本を次世代に残せるような先祖になります。

特集
種子法学習会報告

タネが消える!?
日本のコメが危ない!?

主要農産物種子法廃止がもたらす食の未来

日本の食・農の根幹を守って来た「主要農産物種子法」廃止法案が、農民はもとより国民の多くが知らない間に、今年の３月から４月にかけて衆議院・参議院で可決、成立してしまった。このことによって日本の農業が脅かされ、日本人の食の安全が危機に瀕する事態が想定される。NPO法人メダカのがっこうは、にわかに降って湧いたこの緊急事態について、過日、元農林水産大臣・山田正彦氏、衆議院議員（元農林水産副大臣）・篠原孝氏、日本の種子を守る会・印鑰智哉氏の３講師を招いて「種子法学習会」を開催した。ここに同勉強会の要約を記載、理解の輪を広げ、自分たちに何ができるかを考え、行動の一助になればと、特集した。

多国籍企業による日本の農業支配が始まる？

日本の種子を守る会
印鑰智哉氏

主要農作物種子法は何をしていたのか？

主要農産物種子法は、昭和27年日本が食糧不足に陥った時に、日本の食糧自給のためにできた法律で、種籾の自給率100％を実現してきた。種籾ができるまでには、原原種、原種、種籾の育成と、実に４年かかる。過不足なく種を行き渡らせるには、綿密な計画と連携が必要とされる。これを各都道府県に義務付けたものが種子法である。

各県は、北海道から九州まで優良な種籾を作り、それを600円、700円未満という安さで誰にでも提供してきた。また、競ってブランド米などを開発し、地域を振興してきた。これが今回、廃止された種子法の成果だ。

日本の種子関連の法律は、企業の知的財産権を守る種苗法だけになった。

今まで日本には、種子に関して２つの法律があった。主要農作物種子法が廃止された今、残るのはもう一つの種苗法だけだ。しかし種苗法は、基本的には、種子を農家の権利として守る法律ではなく、種を開発した企業の知的所有権を守る法律だ。種子法がなくなると、開発企業の特許権を守る法律だけになってしまう。日本で種子をくまなく供給するという行政の責任を決めた法律がなくなってしまう。今はその状態にある。

日本の種子を託される「民間企業」とは、モンサントなどの多国籍企業のこと。

「官から民へ」は、普通、公共財産を地元の民へ払い下げるケースを想像するが、今回は違う。特に気をつけなくてはならないのは、今回の「民」とは世界の種子市場の6割を6社で独占しているモンサント（バイエル）、デュポン、シンジェンタ、ダウケミカルなどの巨大資本の多国籍企業や、三井化学、住友化学などの農薬化学肥料会社である。彼らが一番やりたいことは農薬を売ることで、農薬を売るために農薬に耐えられる遺伝子組み換え種子を開発する。農薬・肥料・種子の３点セットがモンサントなどのビジネスのやり方だ。

この種子ビジネスを可能にしたのは、1971年にアメリカ最高裁が下した「遺伝子操作したものは操作した人の発明とみなす」という判決だ。この判決が自由貿易協定をくぐって世界のルールになっている。このルールとは、種子は必ず種子企業から買わねばならず、当然自家採種禁止、種子を保存しても交換しても犯罪になるというもの。

日本は遺伝子組み換え作物（GMO）の承認数世界一、GM農業の準備完了状態。

今世界で作られているGMOは、大豆、トウモロコシ、コットン、菜種の４つの作物で99％だ。では、日本政府がどれだけ輸入を承認しているかといえば232品種で世界トップ。２番

目がアメリカで195品種。GM農業大国のブラジルでさえ66品種しか承認していない。

また、日本政府は132品種のGMOの栽培を許可している。同時に栽培時にセットで使用する農薬残留基準を8月に0.1ppmから30～40ppmに引き上げ、GM栽培の準備は完了した。自治体が認めたらGM農業は始動してしまう。

そうなると、種子だけでなく、農業が変えられてしまう。プランテーションのような単一品種の大規模農業が地方で始まったら、日本の風景まで変わってしまう。

世界の潮流は、「食糧危機を救うのは大規模農業ではなく小規模家族農家だ」という認識に変わった。

世界のFAO（国連食糧農業機関）では、農家の土地を集約して、大量に空から農薬をまいて、大規模な機械化農業をやれば、効率よく食糧増産できると思っていた。ところが、2008年の食糧危機で、これが間違いであることをはっきり認識する。

実は、大規模農業は土地当たりの生産効率が低い。小規模家族農業の方が、土地を大事に活かすので、効率がいいことが分かった。ということで国連は2014年を家族農業年にした。世界の先進国は今、小規模な家族農業をいかに育てるかに関心がある。フランスでは若い人たちが化学肥料や農薬を使わないでできる「新農業未来法」を整えている。こういった世界が学んだことを、日本は学んでいない。

予想以上の参加者で埋め尽くされた衆議院第２議員会館の学習会会場

気候変動や病虫害から農業を守る多様性、これを推進する国連の動きを日本でも活かそう！

そして今、気候変動や病虫害には、品種の多様性が本当に重要になってくる。

国連レベルでは生物多様性条約、FAOが中心となって「食料及び農業のための植物遺伝資源条約」が出てきた。これは日本政府も批准している。もう一つ、世界人権宣言がある「小農民版、地方で働く人たちのための権利宣言」が作られようとしている。この中で種子の権利が入れられようとしていて、失われつつある種子を守らなければならないといった世界的な農民の動きになっている。

「食料及び、農業のための植物遺伝資源条約」と「小農民版、地方で働く人たちのための権利宣言」を受けた国内法を作ることで、日本の種子を守ることを提案する。

種子と医療に利権をからませるな！種子は公共財だ。

衆議院議員・元農林水産副大臣
篠原　孝氏

世界企業が種子を狙っている。

今後世界の儲けの種は何かと言えば、巨大企業が考える儲けの種は、種子だ。巨大企業といっても、金融資本ではなく、石油化学企業だ。石油がどっちにしろなくなる、なくなったらどうするかは石油化学企業が一番真剣に考えている。そこで行き着いたのが種子である。

石油化学企業は農薬や除草剤を作って農業に関わっている。そこで、自分の作っている除草剤には絶対にびくともしない遺伝子組み換え種子を開発している。そちらに向かって、強烈にシフトしている。

バイエル、モンサント、デュポンなどの技術革新の相当部分は医薬関係で、新しい薬は８割から９割がバイオ医薬品。化学物質ではなく、生物化学で病気を治していく。その一つに種＝植物遺伝資源があり、それを国家戦略としている。

日本が国家戦略としてやらなければならないのは、国で種子を守ることである。

「官から民へ」が適切ではない分野がある。種子や環境を守る仕事がそうだ。

日本の研究者には非常に立派な人たちがいる。例えば、私が副大臣の時に、福島の原発事故があった。どうやって汚染したものの出荷を止めるか。ところが作物によって、セシウムの吸収率が違う。例えば菜種は放射性物質を一杯吸い込むが、種子にはいかない。お茶は、みんな新芽にいく。そんな事はわからなかったから、静岡のお茶が後になって大問題になった。

一方、稲の研究者は、1986年のチェルノブイリの原発事故

があった後、いっぱい日本に放射能が降り注いだ時、稲にどれだけ降り注いで、それを米がどれだけ吸収したかのデータを取っていた。当時そのことが後にどれほど役に立つかわからなかったはずだが、研究者たちは何年後、何十年後役立つかわからないことを研究している。こんなことは民間企業ではぜったいやらない。

種子法が守ってきたことを民間企業ができるはずがない。儲けの種になるものだけはやるが、30年後、40年後のことを考えて種子を維持管理していかなければならないようなことは民間企業には無理だ。では誰がするかというと公的機関しかできない。民間の競争で成果が上がる分野もあるが、逆な分野もたくさんある。環境保全などは官が乗り出さなくてはならない。

1845年頃にアイルランドでジャガイモが全滅した時、食料がなくて多くがアメリカに移民した。品種の多様性を保っていたらそういうことにはならなかった。そのようなことに官がお金を出して備えておかなくてはならない。
大切なのは、いつ何時起こるかわからないことに備えて、多様な品種を維持管理していくことである。

特許権は民間に渡すと悲惨だ。「ヒューマンニーズ」として種子と医療は特許の例外にすべきである。

ウルグアイラウンドでのある発展途上国の代表の発言が印象に残っている。基本的人間の必要性（ヒューマンニーズ）は特許の例外にすべきであり、それは2つの分野で、農業の種子と医療だという意見だ。高い薬も特許料がなくなったら、100万円の薬も1万円になる。それをなくすのが当たり前だ。この考え方に大賛成だったが、今は消えてなくなっている。今は特許権者を守る方ばかりに行っている。けち臭いことするな。みんな支えあったらいいじゃないか。
「官」の研究者は、「特許料なんていらない、それよりも研究成果を一日も早くみんなに使ってもらった方がいい」と思っている。国のお金で研究させてもらっているのだから自分の懐に入れようなどとは思わない。

特許の世界はかなりいかがわしいと思う。特許はなんであるのかといえば、研究開発費をかけたからだが、その適正額は次の研究費を確保する程度を限度にすべきだ。

この特許権を民間に渡すと悲惨だ。民間企業に種子を渡して、その一部で新しい品種ができたらどうなるか。種苗法で品種登録し知的財産権を得る。民間企業は、今まで公共財となっていた遺伝子資源を使って、高い特許料を取って、F1を作って毎年種を買わなくてはならないようにしてしまう。農業競争力強化支援法には、それを奨励するようにと、そうしなければいけないと書いてある。

こんな大型・機械化農業が日本の国土に合うのか？

だからバカ法律である。このようなことを命じている国はほかにはない。滅茶苦茶な法律だ。政権奪取したらこのことを一番で変えようと思う。

今やるべきは、国家が責任を持ってさらに充実した「農産物種子法」を作ることである。

種子は民間企業のものでも、一農民のものでもない。農民にも国民にも大事な「公共財」だ。国や県が責任をもって育成し、維持していかなければならないものである。それを日本は民間ビジネスに放り投げんとしている。

世界の情勢は全く逆に動いている。種子は国を挙げて集められている。遺伝子組み換えも元になる遺伝子がなければ組み換えできない。人間は植物由来の食べ物に準拠して生きていかねばならない。太陽エネルギーで無から有を生じさせてくるのは唯一植物である。だから大切なのだ。主要農作物種子法の廃止ではなく、さらに充実した「農作物種子法」を作るべきだ。そして、国家が日本国民の食料安全保障のために、日本の気候・風土にあった種子を確保していかなければいけない。種子は「農業の戦略物質」である。

TPP批准がもたらした無謀な法改正

ウツボの遺伝子を持つシャケが日本の食卓に

弁護士・元農林水産大臣
山田正彦氏

主要農産物種子法の廃止は、TPP協定批准後の国内法整備の一環。

TPP協定というのは、人と物と金とサービス、この４つを国境を越えて自由にやろうというもの。私たちが国から受けている学校教育・介護・医療そして種子法において公共で安定して種子を提供してもらっているサービス、これを全部合わせると70兆円くらいになる。それを郵政民営化のように、多国籍企業にすべてやらせてしまおうとする。アメリカではすでに4000の公立学校を閉鎖して民間にやらせている、そう

いう方向がTPP協定だ。

TPP協定を読んでいくと、7年後にはすべての関税が撤廃される。つまり米も関税撤廃される。それに日本は批准した。これから日本も200本以上の国内法を変えていくことになる。その一環として主要農産物種子法の廃止・カルタヘナ法の改正・農地法の廃止・市場法の廃止・農業競争力強化支援法・農村地域工業法・誘導推進法・水道法の改定・官民連携指針法が通される。

政府は米国投資家の要望を聞く約束をしている。

次々と法案が通る理由は、2016年２月４日、ニュージーランドで日本がTPP協定に署名した時に交わした「日米交換文書」にある。そこに「日本政府は米国投資家の要望を聞いて、各省庁に検討させ、必要なものは、規制改革会議に付託し、同規制改革会議の提言に従う」となっている。普通、農水省が閣議で出す法律というのは必ず農政審議会にかける。農家とか消費者とかいろんな人の意向を聞いた上で、法案を出すのだが、今回の種子法廃止法案は、農政審議会にかけてない。初めてのことだと思う。規制改革会議が決めたことを、直接２月に閣議決定して、そのまま2ヵ月で法案を通してしまった。

次々とできるGMOの輸入が止められなくなる。

TPP協定で特に問題となるのが、今以上にGMOが日本に流入するという仕組みだ。GMOが通商条約に出てくるのはTPP協定が初めてだ。「現代のバイオテクノロジーによる農作物の貿易の中断を回避し、新規承認を促進すること」とある。もし害があるとしても、輸入国が人の健康を害することを科学的に立証しない限り、GMOの輸入を阻止できない。しかし、日本では食品安全委員会がすでにGMOは安全であると明言しているので、止められない。

GMのシャケも入ってくるだろう。通常のシャケの４倍体で、獰猛なウツボ科の種をキングサーモンに入れたもの。また以前米国中央省庁は、小麦は人間が食べるものだから遺伝子組み換えにしないと言っていたが、前回TPPの会議へ行った時、全米麦生産者協会会長に「小麦もいよいよGMでやります。しかしアメリカではGMOの反対が多いので、日本で食べてもらおうと思っている。よろしくお願いします。」と言われた。

通常の四倍もの大きさの遺伝子組み換えシャケが入ってくる！

ISD条項により「表示」ができなくなる。

さらに今までもほんの一部の表示しかできていなかった「遺伝子組み換えでない」という表示、「国産」という表示、食品の産地表示なども一斉にできなくなる。理由はISD条項、「企業が相手国の政策で損害を被った場合、相手国を提訴することが出来る」というもの。提訴先は、国際投資紛争解決センター。ここは世界銀行が投資家のために設置したもので、日本の主権はない状況になる。

速やかに公共品種を守る法律を！

GM種子を日本で売ること、同時に化学肥料と農薬を日本で売ること、これは大きな市場だ。TPPの時の一番のアメリカの狙いは、医療・薬品の知的財産権だと思っていた。現にあの時、日本政府は子宮頸がんワクチンを１本７万円で購入して、みんなに打って貰ったが、これの原価は100円だ。しかし種子も知的財産権で儲けようとするだろうから、大豆の価格も種籾の価格も天井知らずに上がっていく可能性がある。

日本は今種籾を100％自給しているが、これは種子法があったからだ。だから、種子法にかわる公共品種を作る法律が必要である。公共品種を保全する法律、同時に自家採種を保全する法律を、来年種子法が効力を失う4月までに作らなければならない。日本も新しい種子法の議員立法を目指して、我々国民が動けばできるのではないかと思う。がんばろう！

この学習会の報告と感想とまとめ

中村陽子

3人の講演のテープ起こしは30ページにもなったが、その中から、伝えたいポイントだけをまとめてみた。しかし内容は重く、気力も体力も奪われた感じがした。

種子法が廃止されてから、種子法の勉強を始めたが、私がお付き合いをしている自然栽培や有機栽培で自家採種をしている農家は、農政の枠外だと感じた。そこで、そういう農家とそれを支持している都市部の消費者のための種子法学習会が必要だと考えた。来年4月から廃止されてしまうことを考えると、一刻も早く集まっておきたいと思い、田の草取りが一段落する８月２日に開催した。都市部の市民も合わせて100名以上が集まってくれた。

特集
種子法学習会報告

農家への事前アンケートでは、種子法廃止ですぐに支障が出る農家はいなかった。さすが日本の在来種固定種を守っている人たちだと感動した。農家が心配していた自家採種の権利は、侵されることがないと篠原先生は保証してくれた。こぼれ種による特許侵害などというとぼけた訴訟などに負けるはずがないとも言ってくれた。

しかし、国から義務付けられて各都道府県が守ってきた日本の種子を、今後誰が守ってくれるのかという心配と、種子情報や精妙な技術、農業試験場や原種農場などの施設や研究者などが、外資を含めた民間に提供されてしまうのではないかという心配は当たっていた。

「官から民へ」は今回の場合、裏目に出る。日本各地の多品種の維持管理や、いざという時のための純粋な研究開発は民間にはできない。この度の種子法廃止と農業競争力強化支援法がいかに愚かな法律であるか、本当にこれが日本の国会が出した法律なのかと、現実を疑いたくなるようなものなのだ。しかも、その理由が日本政府が米国投資家の要望を聞く約束をしている「日米交換文書」のためだと分かり、改めて敵のシナリオは完成し、日本が完全に制圧されたと感じた。研究熱心でいつもは活発な発言をする農家たちが、言葉を失った。都市部の参加者もNGOや団体の主宰者の方たちも多かったが、事の重大さにショックを隠せない様子だった。

除草剤耐性や殺虫性を持ったGM作物やGMOが今以上に増えたら、今度こそ消費者の選ぶ権利として表示が必要だと考えていたが、TPPではGM企業に都合が悪い表示ができないISD条項がついており、敵が一枚上手であることが分かった。しかし、聞くところによると、GM企業も遺伝子操作する元の種子は公共品種に依存しているとのこと。彼らにとっても、多品種を維持管理してくれる公的機関は必要なのではないか？　しかし、この機関に種子を安く提供されると商売にならないということか。勝手すぎる。

この学習会で認識を新たにしたことは、国連では、世界の食糧生産と異常気象を乗り越える農業が、大規模農業から小規模家族農業にシフトしていたことだ。こちらのシナリオはこうだ。日本の種子は、民間に任すことをやめ、さらに充実した農産物種子法を作って国が守る。日本の農業は、大規模な企業農業をバックアップするのをやめ、若者を巻き込んだ小規模な家族農業を育てる。今の流れを逆転させる。

そして日本中の農地を自然栽培や有機栽培で環境を取り戻してくれる農家に任せ、その作業量に応じて十分な所得補償（環境直接支払い）をする。すると、日本の国土の自然と生物多様性は再生する。美味しくて安全な農産物はおまけ、農業が楽しくできる。そして日本を自然食と癒しのリゾート大国にする。

種子法学習会に参加して

あらゆる難問は、人々が土から放れ、農から遠ざかり、種蒔きを忘れた時から生れた

一反百姓「じねん道」の農園主　斎藤博嗣氏

私たち家族は「じねん道」の屋号で、夫婦と子供２人家族４人、世界一小さい家族農業、「一反百姓（A Quarter Acre Farmer）」をしています。2005年に東京から茨城の農村に夫婦で移住し、新規就農して12年が経ちました。小さな田畑山林に手足を使って種を蒔き、失われつつある地球環境を回復し、次の世代に引き継ぐこと。何ものも殺さない永続的な「非暴力農法」で、「地球を生かす農」であり「地球で生きるための農」を目指しています。

小規模・家族農業を実践する永続的な暮らしは、世界の新たな潮流になりつつあります。

〈現在、世界の食料の８割が小規模・家族農業によって生産され、食料主権を支える基盤になっています。また環境保全、生物多様性の保護、地域経済の活性化においても重要な役割を果たしています。ところが、急速な市場のグローバル化、農産物・食料の国際価格の乱高下、気候変動や災害、企業や国家による大規模な土地収奪、多国籍企業による種子の囲い込みなどに直面し、小規模・家族農業は危機的状況に置かれています。日本で起きている農林水産業者の減少と高齢化、農山漁村の過疎化、食料自給率の低下も、私たちの農業・食料生産システムが持続可能でないことを示しています。

世界でも日本でも小農民達の営む家族農業は支援を十分に受けてきたとは言えません。状況を重く見た国連は、2014年を『国際家族農業年』と定め、小規模・家族農業の可能性を再評価し、支援するための国際的な啓発活動を展開中です。さらに、国連の持続可能な開発目標（2016～30年）の中でも、小規模・家族農業の役割が位置付けられています。〉（SFFNJ「呼びかけ文」より引用。）

家族全員でタネまきだ！

しかし、現在の日本はこの世界の流れに全く気付いていません。そこで、「じねん道」も夫婦で呼びかけ人の一人となり、2017年６月「小規模・家族農業ネットワーク」(Small and Family Farming Network Japan:SFFNJ）を設立しました。

一反百姓の暮らしと共にある「種子」は、過去であり未来であり、子どもたちであり、緑の守護神です。私たちは新規就農以来、在来種、固定種の種子を大切に自家採種しながら、在来大豆や古代米を栽培したり、切り出した薪を燃料に杵や臼で手作りした味噌や黄な粉などの農産加工品を販売してきました。しかし、2011年原発事故以降、農産物をお客さんに喜んで頂く農業をこれまで通り営むことが、私たち「じねん道」の伝えたいメッセージなのか、自問自答を繰り返し夫婦で話し合いました。あらゆる難問は人間がつくりだした問題であり、世界中の皆が土に向かい、農にたずさわり、本気になって種を蒔いたら、永続的に問題が解決できるという思いに駆り立てられました。

「国際家族農業年」という国際社会の新展開に対して、自らの両手両足にタネと土を取り戻すこと。私たちは一反百姓を実践しながら、12年かけて家族みんなで自家採種した種を販売することを通し、地球市民皆農「みんな百姓にな～れ！」を推進中です。ひとり一人が、自分のことは自分の手で！

みなさんも“一粒”から種蒔きをはじめませんか!!

(http://greenpic-jinendo.seesaa.net/)

※NPO法人メダカのがっこうの「オンラインショップ」と「田んぼカフェ」で、「じねん道の自家採種タネ」を販売中。http://npomedaka.shop-pro.jp/

驚愕の事実。そして、種子法廃止は現代農業を映す鏡

農事組合法人卯鼠庵（うねずあん）　宮本　武氏

種子法の勉強会に参加させていただき、種子法廃案に伴う日本の農業の危険性は、予想通りと言うか、はるかに危険な事だと認識しました。

除草剤にラウンドアップというものがありますが、モンサント社のドル箱でベトナム戦争時の枯葉剤を除草剤にしたようなものです。今アメリカでは、例えば食用のひまわりが熟す前になんとラウンドアップを散布するらしいのです。何故そのような危険な事をするのか。枯らして乾燥を早めるためと除草を兼ねているらしいのです。にわかに信じがたいのですが、乾燥させる手間を省き省力化をするためのようです。

これから、小麦などもやるらしいのですが、自国では売らないで、日本などに輸出するようです。こんな穀物を食べて、体に良いわけがありません。遺伝子組み換えにしても、EUなどは物凄く嫌悪しているのに、日本は一番認証登録が多いのが現実。ご近所にもラウンドアップを畑に使っている方もいますが、あれだけはダメ。生物の多様性からしても人間の都合で自然の摂理を無視した間違った科学の進歩と言える行為で、愚の骨頂です。

小規模農業の実践者・宮本氏

私は、かつて種苗会社におりましたが、現在、岐阜県で自然農を営んでいます。種を売る側の経験と、百姓として買う側の両面を身体で感じることが出来る特異な経歴ですが、とても一言では言えない危険な事です。

岐阜に帰ったら地道に種子法廃案について農業者は元より、一般消費者に対して危険性のロビー活動をしようと思いますが、事を成すには、地方の田舎でいくら力んでもダメだと痛感しております。中央に出て政治の力も借りなければならない時もあります。

今日一番嬉しかったのが、私は知りませんでしたが、国連でも大規模集約農業は、実は食物の涸渇化を進める原因と位置づけ、小規模の個人農家を世界的に増やさねばダメだと推進しているということです。日本だけが先進国の中で未だに大規模集約農業を推進していると、農水行政に精通した大臣経験者の方が仕切りに訴えていました。

質疑応答で、私が、今やろうとしている小規模高付加価値農業のビジネスモデルの話しをしましたら、物凄く共感されました。山田先生から、「あなたのやろうとしていることは、自信を持って突き進みなさい。」リップサービスという一面もあるでしょうが、嬉しいことです。地方における新規就農の難しさも話しましたら、ご苦労も多々あるだろうが小さい農業こそ今大切にしないといけないから頑張ってくださいとねぎらいの言葉も頂きました。

実は、江戸時代中期から耕し続けた田畑が、リニア中央新幹線の建設により立ち退きを余儀なくされ、心折れそうになっていたのですが、種子法廃止の勉強会を通じて、私のやりたい安心安全な農作物の生産という就農動機を奮い立たせていただいたような多くの出会いに感謝しています。当日は全国各地から、自家採種で自然農法を実践されている大先輩や消費者サイドの市民団体の方、いろんな方がお見えになり本当に勉強になりました。種子法の廃案は、マスコミも全然報道しませんが、ある意味核兵器より怖いことだと思います。能書きを垂れるより、まず、行動だと、強く思いました。

特集
種子法学習会報告

参加者アンケートより

この学習会で初めて知ったことは何ですか。

▶TPPと種子法廃止がつながっていたこと。種子法廃止だけでなく、関連法案（農業競争力強化支援法、水道法の改定、農村地域工業誘導推進法、市場法の廃止、官民連携指針法、カルタヘナ法の改正）も既に可決されていたこと。

▶遺伝子組み換えでない小麦、ひまわり、そばなどのグリホサート残留基準値が大幅に引き上げられる理由がよく理解できた。（陽子さんのページ参照p.9）

▶アメリカ・イギリス・カナダなどで多く行われている、遺伝子組み換えでない小麦、ひまわり、そばに、収穫直前にグリホサートを撒いて枯らしてから収穫する理由が、収穫後に乾燥する手間を省いて収穫を楽にする為だという話にゾッとした。

▶日本で既に、国内の一般農地で、132品種のGMOの栽培許可がおりていること。

▶日本が世界一GM農作物を承認していること。（232品目）世界一の輸入国で、世界一GM食品を食べていること。知らないうちに食べていたこと。

▶お米の種子が農家のもとへ届くまで、原原種→原種→育種→種籾と最低４年かかること。

▶種子法が日本の米作りを支えていたこと。

▶合成生物学について、コンピュータでDNA構造を設計し、人工的に設計された自己増殖する生命体が作り出す油を使った、バニラ、クリーム、化粧品、洗剤が作られていること。→農民のいない世界が作られる。

▶カルタヘナ法という、遺伝子組み換えによって、生物多様性に悪い影響が出ないように審査し許可する法律があること。それでもたくさんのGMOの栽培許可が下りているけど本当に影響ないのかな？

▶世界が家族農業の価値に注目していること。

▶小農家が今後もっと必要だということ

▶土地を大切に活用する小農家が、気候変動の悪条件下で、大規模農業より食料生産量が確保できるという点で評価されていること。

▶国連小農民と地方で働く人々の権利宣言という国連の動きは知らなかったが、うれしい。

▶お米のF1品種「みつひかり」は吉野家で、同じくF1品種「つくばSD」はセブンイレブン、「とねのめぐみ」も東日本キオスク内のコンビニで使用されているらしいこと。

▶TPP関連の法改正、特に水道法改正（水道運営の民営化）にはショックを受けた。これから200以上の法改正がされるらしいこと。

▶石油化学企業がいずれ石油が枯渇したとき、次の儲けの「タネ」として「種子」に行き着いたということ。

▶TPP協定では、「国産」表示「産地」表示ができなくなる可能性が高い事、遺伝子組み換え農産物の新規承認を促進している事。

▶TPP協定は、７年後に米を含めた全農産物の関税撤廃になる恐れがあること。

▶種に対する世界の流れと、日本が進んでいる方向性。F1、GMの現在の日本における状況。

遺伝子組み換え食品が店頭に出ないようにするアイディア、種子汚染を防ぐアイディアありますか。

▶一番効力があるのは、消費者が情報を集めて、GM食品の不買運動を起こすこと。消費者から嫌われている、ニーズがない、需要がないということだと確信している。

▶信頼できる農家から直接買う。

▶交雑を避けるためには、農地のない都市部で種子採りをする。

▶表示義務の強化と徹底。

▶GMの危険性を扱っている業者に知ってもらう。

▶自家採取をして自分で種子を蒔く事。地球市民皆農になる。「新しい農民」のバックアップを！

遺伝子組み換え表示が、全ての食品にあったらいいと思いますか。

▶表示の義務と例外は、企業側の都合のいい内容になっているので、全てに表示できるように義務付け、消費者の権利を取り戻すべき。但し、TPP協定のISD条項の関係で厳しい状況にある事も分かった。

▶シンプルな表示で良いので、すべての食品に表示して欲しい。選ぶ権利を！

感想・意見をお聞かせください。

▶絶望することだらけですが、国連では小さな家族農業が見直されていることが希望になります。日本でも農的暮らしがブームになって、皆が小さく自給して、種子を採るようになればいいと思います。

▶もし、自家採取が禁止されても、皆で自家採取した種をまいてしまえばいいのでは。

▶種子がみんなのもの（公共財）であることや、基本的人間の必要性（ヒューマンニーズ）などの考え方を、学校の倫理、道徳教育に組み入れ、親子で理解する。

▶小規模・家族農業の世界的な潮流など、種をめぐる様々なネットワークを共有していければいい。特に、次の若い世代といかにコラボしていけるか？「守る」というより「引き継ぐ」動きを！

▶色々な団体がともに協力して活動していければと思う。

▶リーフレットにはもっとTPPのことを入れて書いたほうがわかり易く、危機感を正しく認識できると思う。例えば、国産・産地の表示ができなくなることなど。

▶種子法がなくなることにより、農業の在り方自体が変わろうとしていることがとても怖いと思った。

▶次は具体的な議員立法に向けての話し合いができればいいと思う。

NPO法人メダカのがっこう理事長
中村陽子

グリホサート残留基準の大幅引き上げは何のため？

８月１日から、日本におけるグリホサート残留基準が引き上げられました。

グリホサートというのは、世界的な化学会社であるモンサント社の、ラウンドアップという除草剤の成分名です。

■

モンサント社はこの除草剤を撒いても枯れない遺伝子組み換えのトウモロコシ、大豆、菜種、テンサイなどの種子を開発して販売しています。残留基準の単位はppm、ちなみに、ほとんどの作物の基準は0.1ppmで、お米もまだ0.1ppmです。

グリホサート残留基準（ppm）

食品	現行	変更案
小麦	5	30
大麦	20	30
ライ麦	0.2	30
トウモロコシ	1	5
そば	0.2	30
その他の穀類	20	30
小豆類	2	10
その他の豆類	2	5
テンサイ	0.2	15
しゅんぎく	0.1	0.2
ぶどう	0.2	0.5
ひまわり種子	0.1	40
ごま種子	0.2	40
べにばな種子	0.1	40
綿実	10	40
なたね	10	30

■

左表は、この８月から残留基準が引き上げられた作物をピックアップしたものです。

このうち遺伝子組み換え作物は、トウモロコシ5ppm、テンサイ15ppm、綿実40ppm、なたね30ppmです。大豆20ppmも遺伝子組み換えですが、今回は変わらなかったため表にありません。

■

それでは、なぜ、まだ遺伝子組み換えでない小麦、大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、小豆、テンサイ、ひまわり種子、ごま種子、べにばな種子は、30～40ppmというべらぼーに高くなったのでしょう？　400倍です。

それは収穫直前に除草剤のグリホサートを大量に撒いて、作物を枯らし、収穫を楽にし、乾燥の手間を省くためです。当然、高濃度の農薬が残留します。日本はこれらの作物を輸入するために、基準を大幅に引き上げたのです。今までは、収穫後の農薬＝ポストハーベスト農薬が危険とされてきましたが、収穫直前も同じように危険です。

■

日本モンサントから、2002年に国内農薬除草事業を買収した日産化学工業（株）では、HPで、収穫前の大豆に除草剤散布をすると草が枯れて、作業効率が良いとPRしているそうです。

効率のためなら何でもありとは、まさに死の商人です。遺伝子組み換えでない国産大豆も安心できなくなりました。

■

これらの作物は、８月からどんどん輸入されてきています。もう、輸入小麦で出来たパンもパスタもそばもお菓子も、子供に食べさせないでください。ひまわり種子など種子類はオイルになります。

内閣府食品安全委員会は、全て安全と承認しています。この国の政府は、本当に国民の健康を守る気があるのでしょうか？

田んぼの生きもの通信

調査・研究部門　市村直基

種子法の廃止は、田んぼに棲む生きものにどんな影響を与えるのか？　その中の一つ、「イネの多様性が減ること」について考えてみます。

日本には今、300品種以上のお米があります、また、例えば同じコシヒカリという品種でも、地域ごとにその特性が違うタネを「種子法」が守っています。

特性が違うので味も違いますが、それはともかく、草丈の違い、成長速度の違い、低温・高温に対する耐性、またその違いによって変わってくる入水のタイミング、田植えのタイミング、稲刈りのタイミング等々、様々な違いが生きものにとっては重要で、田んぼの生きもの達はその植えられているイネに合わせた生きかたをしています。

それが、種子法の廃止でマイナーなタネが作られなくなり、どこの地域でも同じ特性のタネしか育てられなくなったらどうなるのでしょうか？

もちろん、地域によって気候の差があるため、同じタネを蒔いても全く同じようには育たず、ある程度その地域に合った成長・農作業をするのでしょうが、長い間そこに根ざして育てられていたタネよりは、その差、多様性は少なくなるかと思います。

「イネの多様性が減る」ことは、「稲作の多様性」を減らすことになり、「生きものの種類」そのものや、同じ種類の生きものでも、その「生き方の多様性」を減らしてしまうことに繋がりそうです。少し前まで日本には小さくとも多様な農家さんがいて、イネであれ、その他の作物であれ、その地域にあった多様な品種を多様な農法で育てていました。それが多様な日本の生態系を守っていたのです。

入水に合わせてヤゴが孵化、中干前に羽化を迎えるアキアカネ

中村和夫さんの後を継ぐ中村直巳さんを紹介します。

中村直巳さんは1978年に、福島県郡山市逢瀬町多田野で14代続く農家中村家の長男として生まれました。子供の頃は家の五右衛門風呂を沸かす係で、小学生で薪割り、火の管理はお手の物だったという強者です。

農家を継ごうと思ったのは結婚した29歳の頃で、自然な流れだったそうです。今は２女１男の優しいお父さんでもあります。

今年は和夫さんが田植えの直前に急逝され人手がない中、なんとか納骨までに田植えを終わらせたそうです。今年の田んぼについてのご苦労や意気込みを聞きました。

――今年の田植えは精神面がきつかったです。というのもこれまでは親父と代掻き・田植えを分担して進めていたのが、今年は一人ですべてをしなければならず、やれどもやれども身体は疲れているのに全然進んでいる気がせず、気持ちばかりが焦ってしまっていました。半分以降になって‘少しずつやればそのうち終わる’と気持ちを切り替えてからは少し楽にできました。

親父がやりたがっていたことを継いで３反の田んぼ１枚を肥料を入れない自然栽培にしたのが新しい挑戦です。今のところ順調で、有機栽培の仲間も興味深々です。

田の草対策は、新しい乗用の除草機をデモンストレーション試用して、欠株も少なくなかなか良かったと思いますが、無農薬の田んぼではやはり田の草も元気で、例年通りけっこうな量が生えています。でも稲の分けつ数はしっかりとれているようです。

無農薬・無化学肥料の米作りは手間や労力がかかるけれども、ひとつでも多く自分なりにこだわって一流のお米をつくれるようがんばっていきたい。親父の意思、良きところは引き継ぎ、有機栽培の先輩方にアドバイスを仰ぎながら、皆さんに笑顔で「おいしい」と言ってもらえるようなお米を作っていきたいです。

援農隊

今年も頑張りました！

■６月第１週末は、恒例の佐渡草取りツアーで20名超の参加者が佐渡へ渡りました。迎えてくれた農家さんの車で各農家の田んぼへ分散、それぞれ３～４名のチームは竹ぼうき除草具やダックホーといった除草具で草取りに汗を流したのでした。

250羽もの野生のトキが佐渡の大空を飛んでいるので、今では結構あちこちでトキを見かけるのが

佐渡では時折、身近にトキの群れ

日常茶飯事です。身近にトキの群れに出会うラッキーマン、ラッキーウーマンもいました。

■千葉県の椿農場には、10年を超えて田んぼ体験を毎年続ける慶応幼稚舎５年生が、今年も元気に草取りに励んでいました。

椿農場のヒエ取りは手除草で

７月も後半になると、伸びた稲を超えるヒエが残り、道具でなく手で引き抜く除草作業が主力になります。

■福島県の中村農場には６月後半出かけましたが、ここでは除草より機械植えで抜け落ちている個所への補植作業に明け暮れました。苗の塊を片手に持って田んぼのあちこちを歩く補植作業は、結構足腰が鍛えられました。

中村農場は除草よりも補植作業

■栃木県の水口農場には都会の若い女性軍も現れ（表紙写真参照）、田んぼが突然華やぐ場と化して、

水口農場で雨中の田に蓑笠が咲く

水口一家を大いに喜ばせたのでした。

時には雨の中の草取りもあり、自然との闘いの場ともなって、悲喜こもごもの草取りではありました。　（援農隊長・根本）

自給自足くらぶ

ひまわり油を採るための畑仕事に参加！

7/23(日)、オイルプロジェクト第３回の活動に参加しました。

１本の木から複数の花をつけるスプレーひまわりは除去（中央左奥）

前回移植したエゴマは１本も枯れることなくすくすくと育っていました。

ひまわりは６代目の選抜の効果が現れて、よく揃った生育になり、開花時期も揃ったことから、国内初の固定種の新品種として命名してもよい段階になったそうです。

「メダカの方達にはこれまでずいぶんと協力していただいたので、新品種の名前をメダカさんにちなんで付けてもいいくらいですね。原種の維持のために純系淘汰を繰り返すことになると思いますので、今後とも見守っていただければ幸いです。今日の作業は純系淘汰の第一歩です」と顔をほころばせる民間稲作研究所の稲葉先生。

オイルプロジェクトに微力ながら関われた事が大変嬉しく、感激しました。

作業内容は、①採種用個体の袋掛け、②防鳥用水糸張り、③スプレー状ひまわり（１本の木から何個もの小さな花をつけているもの）の除去。

固定種の純系選抜として２種類のひまわりを早生種（首がたれているもの）と晩生種（開花中）に区分して４系統に分け、150cmで花頭の幅15cmのものを選抜しました。種子用と検査用併せて1.2kgの種が必要となるので、１系統40個の網掛けを行いました。

防鳥対策として、14本の支柱を立て、水糸を２段に張り巡らし、キラキラテープを張りました。

雑草の悪影響はあまりなく、最後にスプレー状ひまわりの除去を行いました。刈ったひまわりは自宅に持ち帰って部屋に飾りました。数年前に比べてスプレー状ひまわりはかなり減りました。F1品種も種取りを繰り返せば元に戻していくことができるのです。

夏の強烈な日差しと高温の中、元気に生き生きと咲くひまわりは酸化に強い植物なのだろうか。

オイルプロジェクトのひまわり油はビタミンEが市販品の約２倍含まれ、抗酸化・老化防止成分が豊富です。参加者の中には、このひまわり油を使って化粧品を作りたいと意欲的な方もいます。

「今後は植物油だけでなく化粧品などの利用価値も成分分析していきたい」と話す稲葉先生。参加人数６名なので、結構な作業量でしたが、役割分担を決めて無事終了しました。

油の輸入原料となるひまわり、なたね、ごま等の農薬残留基準値が引き上げられる（陽子さんのページp.9参照）ので、今後は、輸入原料を使用した油は摂取しないよう気をつけなければなりません。安全なものはお店では買えず、自分達で作るしかないようです。

（高橋真由美記）

■オイルプロジェクト作業予定：10/15 エゴマ収穫

固定種を選抜するため色付きの袋をかぶせる。

首がたれているのは早生種として区別する。

おしらせ 第63号

稲刈りは楽しいよ！

稲刈りの季節がやってきました！

大雨や台風を乗り越えて、夏の日差しをたっぷり浴びた稲ががたわわに穂を垂れる季節がやってきました。お米くらぶの皆さんはもちろんのこと、それ以外のメダカのがっこう会員の皆さんも田んぼへ出かけ、秋のかぐわしい豊穣の香りを吸い、稲穂を自分の手にとって、実りに感謝しませんか。

■稲刈りスケジュール

椿農場（千葉県香取市）　9/3（日）
伊豆分校（静岡県伊豆市）　9/9(土)
東北支援棚田(栃木県茂木町)　9/30（土）
水口農場稲刈り＆収穫祭（栃木県大田原市）　10/1（日）

田んぼカフェでの美味しい教室

実りの秋といえば食欲の秋です！　食欲もりもりの教室をご案内します。

■季節の素材を生かしたスイーツ作り
村樫シェフのお菓子教室　9/6（水）

■美味しいお米を使った玄米飯炊釜＆おむすび教室9/12(火)

■乳酸菌が生きてます。健康ぬか床教室9/19（火）

■驚きの美味しさと驚きの排毒作用！
マコモタケ料理教室　9/27(水)、10/3（火）、13（金）

こちらは、夏の疲れや冷えをとる、身体にやさしい教室です。

■体温を上げる黒焼き玄米茶を作ります。
黒焼き実践教室　10/10（火）

■冬を前に身体を整えましょう。
食養と手当法（秋）　10/22（日）

※お申し込みはホームページ（www.npomedaka.net）から。またはメダカのがっこう事務局へお電話ください。(tel:　0422-70-6647)

村樫シェフによるスイーツの数々。

活動をご支援ください。

■年会費

正会員	個人 一口	10,000円	（内　3,000円寄付）
	法人 一口	100,000円	（内 30,000円寄付）
一般会員	一口	5,000円	（内　3,000円寄付）

■寄　付　　随　意

■振込先　ゆうちょ銀行　10120 - 74357401
みずほ銀行　西荻窪支店　普通2158356

■口座名　特定非営利活動法人　メダカのがっこう

編集後記

過日、宮城県氣仙沼、南三陸へ行ってきました。常磐道をひたすら北上、宮城県をめざした沿道は、一面稲穂をつけた稲の絨毯が広がっていました。が、よく見ると、福島県の楢葉町から双葉町、浪江町そして南相馬市あたりの田んぼは稲ではなく、おびただしい雑草に覆われていました。コメどころにコメの田んぼがない、この現実がなお続いているのです。

南三陸町では、4月に植えた葡萄の苗木の剪定作業をやってきました。新しい町興しの一環として、地元の豊富な魚介類に合うワインを作ろうと、約300本の苗木が植えられていました。この夏の長雨でベト病にかかったり、カモシカに葉を食べられたりと悪戦苦闘も、3年後の収穫を目指す若者の目は輝いていました。

（ねもと）

機関誌内の全てのお問い合わせ・お申込みは下の連絡先までご連絡ください。

メダカのがっこう

2017年9月1日発行
機関誌「メダカのがっこう」第63号

発行人　中村陽子
編集責任　根本伸一
DTP　相良孝道
事務局　市村直基
印刷　㈱プリントパック

〒180-0003
東京都武蔵野市吉祥寺南町 5-11-2
TEL：0422-70-6647
FAX：0422-70-6648
E-mail：npomedaka@yahoo.co.jp
HP：http://www.npomedaka.net/